

和光市みなみ保育園給食調理業務委託事業者公募要領

1 目的

和光市みなみ保育園では、給食調理業務の民間委託を実施してきましたが、令和7年3月をもって委託期間が満了します。

市では令和7年度以降も民間委託を実施していきますが、保育園給食は、衛生管理、食物アレルギーなどの乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要な業務であることから、豊富な経験に基づく事業者からの提案を受けた上で、より安全で質の高い給食を提供できる最適の事業者を選考するため、公募を行います。

2 事業内容及び実施園

(1) 委託名

和光市みなみ保育園給食調理業務

(2) 業務内容

「和光市みなみ保育園給食調理業務仕様書」のとおり

※保育所、一時保育及び休日保育等に係る給食調理業務を一括して委託します。

(3) 委託実施園

和光市みなみ保育園（定員180名） 所在地 和光市南2-3-3

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

(5) 委託料の見積限度額（3か年合計）

和光市みなみ保育園 127,490,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないこと。

3 参加資格・条件

(1) 埼玉県内で保育園給食調理業務受託実績（原則として公立）が3年以上あること。また、和光市みなみ保育園と同規模以上の受託実績があること。

(2) 本市が示す「和光市みなみ保育園給食調理業務プロポーザル仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な経営の能力を有していること。

(3) 契約時点で和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

- (7) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）別表に規定する者でないこと。
- (8) 法人に関する国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して2年を経過していない法人でないこと。
- (10) 過去3年間（平成3年11月1日から令和6年10月31日）に受託した給食業務において、食中毒を原因とする食品衛生法に基づく処分を受けていないこと。
- (11) 食育に関する指導体制、社員の人材育成、安全・衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (12) 契約時に、市が認める保育所等給食調理業務の実績がある保証人を確保できること。

4 業務委託実施までのスケジュール

(1) 公募要領の配布

- ア 配布期間 令和6年10月3日（木）から10月25日（金）までの間の市役所開庁日
8時30分から17時15分
- イ 配布場所 和光市みなみ保育園
和光市役所4階 和光市子どもあんしん部保育施設課
和光市ホームページからのダウンロードも可能

(2) 質問の受付等

- ア 受付 電子メールにより提出
- イ 受付期間 令和6年10月3日（木）～10月11日（金）
- (3) 質問書の回答 令和6年10月17日（木）質問した事業者へ電子メールにより回答、和光市ホームページにも公開
- (4) 公募申請書の提出先 和光市みなみ保育園（平日 午前8時30～午後4時00分）
- (5) 公募申請書の締切 令和6年10月25日（金）午後4時00分まで（郵送不可）
- (6) 第1次選考（書類審査） 令和6年11月上旬予定
- (7) 第2次選考（プレゼンテーション及び公開ヒアリング） 令和6年11月15日（金）午後
- (8) 優先事業者の選定・協議 令和6年11月15日（金）予定
- (9) 受託事業者の決定 令和6年11月15日（金）予定
- (10) 業務委託開始 令和7年4月1日（火）

※提案事業者が3者以下の場合は第1次選考を省略します。

5 提出書類

提案書等の提出書類は次のとおりとし、様式に定めのないものは、A4版で任意の書式とします。提出書類は、一覧表の順序に従いインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください。ファイルの表紙、背表紙に「和光市みなみ保育園給食調理業務委託事業者公募申請書」と法人名を表記してください。

提出時に書類の確認を行います。事前に電話で日時を調整の上、お越しく下さい。

No.	書類名	提出部数	概要
1	公募申請書	9部	様式1
2	法人の概要	9部	定款等会社の沿革、組織概要が分かる資料とする。 (企業PR用パンフレット等の添付可)
3	法人の決算書	9部	申請日の属する年度の前2事業年度分
4	法人の登記簿謄本	9部	提出日前3ヶ月以内に発行されたもの
5	定款	9部	最新のもの
6	国税・地方税の納税証明書	9部	直近2年分のもの
7	本業務に対する理念	9部	乳幼児の健康増進等、給食業務に対する考え方
8	業務実績及び受託体制	9部	保育園給食調理業務の実績及び本業務を受託する 上での職員体制及びバックアップ体制について
9	危機管理体制	9部	食物アレルギーへの対応・仕組み、食中毒、異物混 入、アレルギー誤食等の予防対策、事故等発生時の 対応等
10	食中毒等の事故状況	9部	食中毒、異物混入、アレルギー誤食等の事故状況及 び行政指導の状況
11	調理業務従事者の配置計画	9部	有資格者、実務経験者の配置計画
12	調理業務従事者研修計画	9部	従業員の教育指導又は訓練・研修体制等
13	食育推進	9部	食育への考え方について
14	献立表等	9部	令和7年5月の献立表(案)の作成と1食分の写真 (現在受託している保育園の給食の写真でも可)
15	経費削減に対する取組	9部	経費削減への考え方・取組等
16	見積書	9部	見積金額への人件費・構成、衛生管理費・その他経 費等の積算根拠
17	プレゼンテーション用資料	9部	第2次選考2日前までに紙ベースで提出

※正式な提案書等は1部とし、残りの部数はコピーでも構いません。

6 選考評価の基本方針(審査項目等)

評価項目	基準点数
①会社概要	5
②経営基盤	5
③経営理念	10
④業務実績	5
⑤職員体制及びバックアップ体制	5
⑥給食調理業務に対する手法	
(1) 調理業務の運営手法	10
(2) 盛り付け等の手法	5

⑦調理従事者の体制	5
⑧危機管理	
(1) 食物アレルギー食、離乳食等の対応・仕組み	10
(2) 食中毒・異物混入・アレルギー誤食等の予防対策、事故発生時の対応等	15
(3) 事故発生状況（行政指導の状況）	5
⑨従業員の育成指導及び研修体制	5
⑩経費削減努力	
(1) 経費	5
(2) 見積額	5
⑪参入に対する意欲	5

7 選考・契約方法等について

(1) 事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、別に定める「和光市みなみ保育園給食調理業務事業者選定委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。

選考にあたっては、第1次選考の結果により、第2次選考によるヒアリングを行い選定委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

ア 第1次選考

第1次選考は、参加資格を有する提案事業者の提出書類に対して実施し、3者を選考します。提案事業者が3者を超えない場合、第1次選考を省略し第2次選考を実施します。

イ 第2次選考

第2次選考は、第1次選考で選定された提案事業者について、プレゼンテーションにより実施し、優先交渉権者1者を選考します。提案事業者が1者の場合も第2次選考を実施します。

(2) 審査結果

第1次選考及び第2次選考における選考結果は、該当事業者全員に通知します。また、第2次選考における選考結果は、市のホームページで公表します。

(3) 仕様書の確定及び契約締結等

ア 仕様書等の確定の協議

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、仕様書の内容を確定します。

イ 契約締結の手続き

仕様書等の確定により、市長が契約相手と認めるときは、受託事業者として契約を締結するものとします。

(4) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。

ア 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

イ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。

ウ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合があります。また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできません。

8 留意事項

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出する書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、事業者選定の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しません。

(6) 著作権

ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属します。ただし、市は、事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 事業者の決定後、選考された提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

9 問い合わせ（平日8：30～16：30）

〒351-0104 和光市南2丁目3-3

和光市みなみ保育園

電話 048-450-4641

電子メール d0203@city.wako.lg.jp